

おくやみハンドブック

～ご遺族のための手続ガイド～
(死亡届に伴う手続のご案内)

泉大津市

ご遺族の方へ

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、悲しみや先々のご不安のあるなか、
様々な申請や届出に関する手続が必要となってくることと存じます。

本市では、それらを少しでもわかりやすくご案内するため、

この『おくやみハンドブック』を作成いたしましたので、

どうぞご活用ください。

お問い合わせ

泉大津市役所

☎0725-33-1131（代表）

受付時間 平日 8:45～17:15

（土日祝日、12月29日～1月3日除く）

※市役所以外の問い合わせは、各手続のところに連絡先を記載しておりますので、お問い合わせください。

もくじ

チェックシート	03
身近な人が亡くなった後の手続の一般的な流れ（目安）	06
01. 市民課の手続について	07
02. 保険年金課の手続について	11
03. 障がい福祉課の手続について	12
04. 高齢介護課の手続について	13
05. 子育て応援課の手続について	14
06. こども育成課の手続について	15
07. 税務課の手続について	16
08. 税務署の手続について	17
09. 水道課の手続について	17
10. 建築住宅課の手続について	17
11. 環境課の手続について	18
12. 農業委員会の手続について	18
13. 地域経済課の手続について	18
14. 福祉政策課の手続について	19
15. 年金の手続について	19
16. 法定相続情報証明制度をご利用ください	20
17. 外国籍の方の届出について	21
18. 亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合	22
19. お問い合わせ窓口一覧	23
20. その他の手続	26
・ご遺族メモ 故人の財産について	31
・ご遺族メモ 家系図	35
・少し落ち着いてから行う手続チェックリスト	37

チェックシート

故人について当てはまる情報に☑をつけてください。
はいに☑がついた項目は該当ページで確認してください。

確認事項（故人について）		チェック		該当 ページ
		はい	いいえ	
住民登録	故人を含めて同世帯に 15歳以上の方が3名以上でしたか？	☐	☐	p09 市民課④
	外国籍でしたか？	☐	☐	p21
墓地	市営墓地の使用者でしたか？	☐	☐	p09 市民課④
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	☐	☐	p11 保険年金課⑥
	75歳以上の方でしたか？	☐	☐	p11 保険年金課⑥
障がい	障がい手帳、医療証をお持ちでしたか？ 障がいに関する手当を受けていましたか？	☐	☐	p12 障がい福祉課⑩
介護保険	65歳以上でしたか？	☐	☐	p13 高齢介護課⑨
	40歳～64歳で要介護認定を 受けていましたか？	☐	☐	p13 高齢介護課⑨
高齢者福祉	配食サービスを受けていましたか？	☐	☐	p13 高齢介護課⑨
	緊急通報装置の貸与を 受けていましたか？	☐	☐	p13 高齢介護課⑨
	介護用品給付（おむつ給付）を 受けていましたか？	☐	☐	p14 高齢介護課⑨

確認事項（故人について）		チェック		該当 ページ
		はい	いいえ	
子育て	子ども医療費助成等の医療証をお持ちでしたか？	☐	☐	p14 子育て応援課③
	児童手当等を受けているご家庭でしたか？	☐	☐	p14 子育て応援課③
保育所	お子様が保育所、認定こども園に入所されていますか？	☐	☐	p15 こども育成課②
税金	市・府民税の課税の手続が必要ですか？	☐	☐	p16 税務課⑤
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	☐	☐	p16 税務課⑤
	固定資産税の課税の手続が必要ですか？	☐	☐	p16 税務課⑤

チェックシート

故人について当てはまる情報に☑をつけてください。
はいに☑がついた項目は該当ページで確認してください。

確認事項（故人について）		チェック		該当 ページ
		はい	いいえ	
その他	水道使用者の名義人でしたか？	☐	☐	p17 水道課 ^{②⑥}
	市営住宅入居の名義人でしたか？	☐	☐	p17 建築住宅課 ^{②③}
	し尿くみ取り世帯の方が お亡くなりになりましたか？	☐	☐	p18 環境課 ^{②①}
	ごみ処分の手续が必要ですか？	☐	☐	p18 環境課 ^{②①}
	農地の名義人でしたか？	☐	☐	p18 農業委員会事務局
	生産緑地の名義人でしたか？	☐	☐	p18 地域経済課
	福祉農園を利用されていた方 でしたか？	☐	☐	p19 福祉政策課 ^⑧
	戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金を請求されていた方 でしたか？	☐	☐	p19 福祉政策課 ^⑧
	年金加入者（国民・厚生・共済）の方 でしたか？	☐	☐	p19
	年金を受給されている方でしたか？	☐	☐	p19
	不動産等の名義人の方でしたか？	☐	☐	p20

身近な人が亡くなった後の手続の一般的な流れ（目安）

泉大津市で必要な手続については次のページから窓口とあわせて掲載していますので、そちらもご確認ください。

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金等の手続 ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	
4ヶ月以内		○遺産分割協議 ○払戻・解約・名義変更等	○所得税の準確定申告
10ヶ月以内			○相続税の申告・納付
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

次のページ

必要な手続の詳細について

23ページ～

必要な手続の窓口一覧

01. 市民課の手続について

ご家族が亡くなられたとき（ご臨終から火葬まで）

ご家族が亡くなられたときは死亡届の提出が必要です。なお、手続の代行を葬儀社等に依頼することも可能ですが、手続の流れについてご確認ください。



火葬後、火葬した旨を記載した「火葬許可証」をお渡しします。墓地や納骨堂へのご遺骨の埋蔵や収蔵時に必要ですので、大切に保管してください。

死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍謄本等に死亡の記載がされるには、死亡届出後一定期間が必要となります。戸籍謄本等を請求される前に市区町村にお問い合わせください。

※年末年始やゴールデンウィークなどに死亡届を提出される場合は通常より日数がかかります。

※相続等の手続には、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本や除籍謄本等が必要となる場合があります。

01. 市民課の手續について

死亡届の写しをご請求の方へ

泉大津市に提出された死亡届については、市民課で戸籍記載事項証明書（死亡届の写し）を請求することができます。ただし、請求目的が下記の使用目的の場合に限定されます。

請求できる人	利害関係人 保険金受取人以外から請求の場合、委任状が必要です。
使用目的	原則として、下記以外の使用目的では発行できません。 ・厚生年金、共済年金などの請求 ・簡易保険（郵便局民営化前の契約で、証書の額面の合計100万円を超えるもの）請求
手数料	届書の戸籍記載事項証明書 1通 350円
持参するもの	請求者の本人確認ができるもの ※マイナンバーカード（個人番号カード）や運転免許証など、官公庁発行の顔写真付きの証明書。 ※顔写真のない証明書の場合は、氏名の確認できるもの（通帳など）がもう一点必要です。 ※簡易保険や年金請求にご使用の場合は、簡易保険証書、年金証書をご持参ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

市民課 窓口係 ④窓口

01. 市民課の手続について

住民票について

世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続が必要となる場合があります。

届出される方

亡くなられた方と同世帯の方

詳しくは、下記までお問い合わせください。

市民課 窓口係 ④窓口

※亡くなられた方が泉大津市に住民登録がある場合

板原公園墓地・春日墓地を使用している方

亡くなられた方が墓地の名義人の場合

墓地の名義人の方が亡くなられたときは、名義変更（承継手続）が必要になります。

申請に必要なもの

- | | |
|--|------------------------|
| ◆承継申請書 | ◆承継者の戸籍謄本 |
| ◆同意書（被承継者の相続人全員が署名と実印を押印したもの） | （本籍が泉大津市の場合は不要） |
| ◆印鑑登録証明書（承継者・同意者全員分） | ◆公園墓地使用許可証（春日墓地の場合は不要） |
| ◆前使用者の出生から死亡までが記載された戸（除）籍謄本（本籍が泉大津市の戸籍については不要） | |

01. 市民課の手續について

板原公園墓地・春日墓地を使用している方

埋葬をされる場合

焼骨を埋葬する場合は埋葬する一週間前～前日までに墓地の名義人から埋葬・改葬届を提出してください。

申請に必要なもの

- ◆埋葬・改葬届
- ◆埋火葬証明書（火葬許可証）
- ◆死亡者と名義人の関係を証明する戸（除）籍謄本等
（家族外焼骨埋葬の場合必要）
- ◆公園墓地使用許可証（春日墓地の場合は不要）

墓地の工事（戒名彫入も含む）をされる場合

墓地の工事を行う場合は、着工の一週間前～前日までに申請書を提出してください。

申請に必要なもの

- ◆碑石形像類設置申請書（春日墓地の場合は墓地工事施工届）
- ◆墓地建立図（春日墓地の場合は不要）
- ◆公園墓地使用許可証（春日墓地の場合は不要）
- ◆誓約書

詳しくは、下記までお問い合わせください。

市民課 戸籍係 ④窓口

02. 保険年金課の手続について

健康保険喪失の手続について

泉大津市国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方が亡くなられたときは、資格喪失手続が必要です。世帯主が亡くなった場合で、世帯員の中に泉大津市の国民健康保険加入者がいる場合、世帯主の変更手続も必要です。

※別世帯の方がお越しのときは委任状が必要な場合があります。

申請に必要なもの

- ◆亡くなられた方の資格確認書または資格情報のお知らせ
- ◆来庁者の本人確認書類

葬祭費の手続について

泉大津市国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方が亡くなられたときは、喪主（葬儀代金の支払者）に5万円が支給されます。（口座振込にて支給）

※喪主以外の方がお越しのときは委任状が必要な場合があります。

申請に必要なもの

- ◆葬儀の領収書（但書等に亡くなられた方の氏名の記載があるもの）
 - ※宛名の方を喪主とみなします。
- ◆来庁者の本人確認書類（喪主）
- ◆振込口座のわかるもの（喪主）
- ◆印鑑（喪主）

詳しくは、下記までお問い合わせください。

保険年金課 ⑥窓口

※社会保険や各種国民健康保険組合等にご加入の方が亡くなられたときは、各保険者にお問い合わせください。

03. 障がい福祉課の手続について

各種手当を受けていた方、手帳を所持していた方へ

特別障がい者手当、障がい児福祉手当、重度障がい者医療を受給されていた方は、資格喪失の手続が必要となります。身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持されていた方は、返還の手続が必要となります。

手帳の手続に必要なもの

◆各手帳

手当、医療の手続に必要なもの

障がい福祉課へお問い合わせください

詳しくは、下記までお問い合わせください。

障がい福祉課 ⑩窓口

04. 高齢介護課の手続について

介護保険の手続について

65歳以上の方または40歳以上65歳未満で要介護認定を受けていた方がお亡くなりになられたときは介護保険資格喪失の手続が必要となります。

申請に必要なもの

- ◆亡くなられた方の介護保険被保険者証
- ◆来庁者の本人確認書類

下記の高齢者福祉サービスを利用していた方へ

配食サービス・緊急通報装置貸与・介護用品給付（おむつ給付）を利用していた方がお亡くなりになられたときは、手続が必要となります。

配食サービス

高齢介護課と配食サービスを委託している業者に連絡をして、配食サービスを中止してください。

緊急通報装置

利用者の自宅に設置している緊急通報装置本体・ペンダント・火災報知器を外す必要がありますので、高齢介護課で手続が必要です。装置を外すときは、ご家族の立会が必要です。装置等を紛失した場合は、実費分の支払が必要です。

04. 高齢介護課の手続について

下記の高齢者福祉サービスを利用していた方へ

介護用品給付（おむつ給付）

高齢介護課とおむつを配送している委託業者に連絡をして中止してください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

高齢介護課 ⑨窓口

05. 子育て応援課の手続について

亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続が必要となります。

右記は一例ですが、他にもお心当たりのある方は下記の窓口までお問い合わせください。必要な手続をご案内いたします。

手続が必要なもの(例)

- ◆児童手当
- ◆児童扶養手当
- ◆特別児童扶養手当
- ◆子ども・ひとり親医療証

…など

詳しくは、下記までお問い合わせください。

子育て応援課 ③窓口

● 2017 年 12 月 10 日 星期日

保育所、認定こども園の人員配置と関係の休職者がこまなつたに場合

[illegible]

肝臓の健康に良い影響を及ぼすことが期待される。

己巳年戊戌月 己巳日

MEMO

[illegible]

07. 税務課の手続について

市民税、府民税

市府民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され6月に市府民税の納税通知書が送付されます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

税務課 市民税係 ⑤窓口

軽自動車税

オートバイ、軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続が必要となります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

税務課 市民税係 軽自動車税担当 ⑤窓口

固定資産税、都市計画税

固定資産を所有する方が亡くなった場合、法務局で相続登記をしていただくこととなります。なお、相続登記が賦課期日（1月1日）までに完了しない場合は、納税通知書を受け取りいただく相続人の代表者指定届が必要となります。亡くなられた方が未登記家屋を所有されていた場合は、相続が完了した時点で、補充課税台帳名義人変更申告書の提出が必要となります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

税務課 固定資産税係 ⑤窓口

08. 税 務 署 の 手 続 に つ い て

所得税についても準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります

所得税、相続税についてのお問い合わせ
泉大津税務署 ☎ 0725-33-5601

09. 水 道 課 の 手 続 に つ い て

水道名義人が亡くなられた場合

水道使用名義の人が亡くなられた場合は、名義の変更届の提出や、今後水道を使用されない場合は閉栓の手続が必要となります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。
水道課 市役所2階 ②⑥窓口

申請に必要なもの

(名義変更の場合) 新名義人の印鑑(シャチハタ不可)
※閉栓の場合は、電話又は窓口でお手続きください。

10. 建 築 住 宅 課 の 手 続 に つ い て

市営住宅入居名義人または同居人が亡くなられた場合

入居承継承認申請、異動届、返還届の提出が必要となります。
住民票の除票等の添付が必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。
建築住宅課 市役所2階 ②③窓口

11. 環境課の手続について

し尿くみ取り世帯の減員届（浄化槽、公共下水道は除く。）

し尿くみ取り世帯の方が亡くなられた場合に届出が必要となります。

遺品の整理によるごみの処分について

遺品をまとめて廃棄する場合は、泉北環境整備施設組合（泉北クリーンセンター）へご自身で直接搬入するか、市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に収集を依頼してください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

環境課 市役所2階 ㊴窓口

12. 農業委員会の手続について

農地の名義人が亡くなられた場合

農地を相続したときには、名義人変更等のお手続が必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

農業委員会事務局 市役所3階

13. 地域経済課の手続について

生産緑地の名義人が亡くなられた場合

生産緑地を相続したときには、生産緑地地区指定希望申出書記載事項変更届の提出が必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

地域経済課 市役所4階

14. 福祉政策課の手続について

福祉健康農園利用者が亡くなられた場合

福祉健康農園の返却手続が必要となりますので、福祉政策課にお問い合わせください。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求者が亡くなられた場合

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求中に亡くなられた場合は、福祉政策課にお問い合わせください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

福祉政策課 ⑧窓口

15. 年金の手続について

受給していた年金により手続が必要な場合があります

亡くなられた方が年金受給者の場合は、受給権者死亡届や未支給年金の請求等の手続が必要になることがありますので、ねんきんダイヤルまたは、年金事務所までお問い合わせください。

※受給していた年金の種類により届出先が変わります。また、年金を受給する前に亡くなられた場合は、死亡一時金が支給されることがあります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

ねんきんダイヤル（☎ 0570-05-1165）

堺西年金事務所（☎ 072-243-7900）

※大阪府堺市西区浜寺石津町西4丁2番18号

保険年金課 ⑥窓口

16. 法定相続情報証明制度をご利用ください

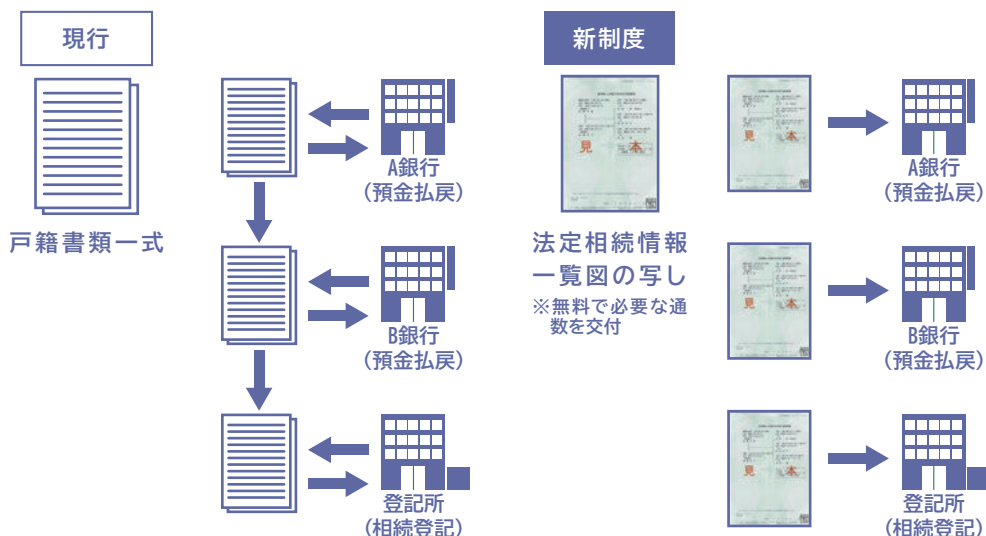
法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度は、登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

大阪法務局 岸和田支局

※大阪府岸和田市上野町東24番10号（☎ 072-438-6501）



不動産をお持ちの方は相続登記をお忘れなく！

法定相続人が死亡し、二次相続が発生した場合に複雑となり、手続の膨大な時間と費用がかかってしまうなどの問題が発生する前に相談をしましょう。法定相続情報一覧図の写しは、相続登記にも利用することができます。

17. 外国籍の方の届出について

外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、その方の親族又は同居人が、在留カード又は特別永住者証明書（外国人登録証明書）を返納しなければなりません。

この場合、大阪出入国在留管理局に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所（おだいば分室）にお送りください。

持参先

〒559-0034

大阪府大阪市住之江区南港北1丁目29番53号

出入国在留管理庁 大阪出入国在留管理局

（☎0570-064259（IP電話・海外から：06-4703-2050））

郵送先

〒135-0064

東京都江東区青海2丁目7番11号 東京港湾合同庁舎9階

東京出入国在留管理局 おだいば分室（☎03-3599-1068）

※封筒の表に「在留カード等返納」と表記してください。

18. 亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「家族滞在」、または「特定活動」の方は、死亡の日から14日以内に出入国在留管理庁への届出が必要な場合があります（届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください）。

届出先

〒559-0034

大阪府大阪市住之江区南港北1丁目29番53号

出入国在留管理庁 大阪出入国在留管理局

(☎0570-064259 (IP電話・海外から:06-4703-2050))

19. お問い合わせ窓口一覧

詳しくは掲載ページをご覧ください

掲載 ページ	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
07	死亡届について	市民課	市役所1階④窓口
09	住民登録について	市民課	市役所1階④窓口
09	市営墓地について	市民課	市役所1階④窓口
11	健康保険について	保険年金課	市役所1階⑥窓口
11	葬祭費について	保険年金課	市役所1階⑥窓口
12	障がい福祉の手続について	障がい福祉課	市役所1階⑩窓口
13	介護保険、 高齢者福祉について	高齢介護課	市役所1階⑨窓口
14	亡くなられた方に 児童がいる場合	子育て応援課	市役所1階③窓口
15	同居家族の方が保育所等に 入所されている場合	こども育成課	市役所1階②窓口
16	市・府民税について	税務課	市役所1階⑤窓口

19. お問い合わせ窓口一覧

詳しくは掲載ページをご覧ください

掲載ページ	お問い合わせ内容		
16	軽自動車税について		
	種別	担当窓口	
	原付(125cc以下) 小型特殊自動車 ミニカー	市役所1階⑤窓口	
	125ccを超えるオートバイ	近畿運輸局大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 自動車手続きヘルプデスク	
	三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所	
掲載ページ	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
16	固定資産税、 都市計画税について	税務課 固定資産税係	市役所1階⑤窓口
17	所得税、相続税について	泉大津税務署	

19. お問い合わせ窓口一覧

詳しくは掲載ページをご覧ください

掲載 ページ	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
17	水道名義人について	水道課	市役所2階②⑥窓口
17	市営住宅について	建築住宅課	市役所2階②③窓口
18	し尿くみ取りについて	環境課	市役所2階②①窓口
18	ごみの処分について	環境課	市役所2階②①窓口
18	農地について	農業委員会事務局	市役所3階
18	生産緑地について	地域経済課	市役所4階
19	福祉健康農園について	福祉政策課	市役所1階⑧窓口
19	戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金について	福祉政策課	市役所1階⑧窓口
19	国民年金について	保険年金課	市役所1階⑥窓口
19	厚生年金について	日本年金機構(堺西年金事務所)	

20. その他の手続

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続があります。一般的な手続について記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証（身分証明書）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だったご家族は、亡くなられた方と同時（死亡日翌日）に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度への加入する必要があります。
最終給与、退職年金等への請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽまたは勤務先が加入している保険組合等で埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	厚生年金：勤務先または年金事務所 共済年金：勤務先または各共済組合 ※必要書類については、手続先へお問い合わせください。

20. その他の手続

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。なお、事業承継する場合については、相続の手続が必要です。

項目	期日	備考
個人事業主の死亡届書	すみやかに	税務署に提出
事業廃止届出書		
個人事業主の開業、 廃業等の届出書		
給与支払事務所等の開設、 移転、廃止届出書		
所得税の青色申告の とりやめの届出書	青色申告をとりやめよう とする年の翌年3月15日	

20. その他の手続

改葬・墓じまいの手続について

- 1 新しい改葬先を確保**
希望する改葬先が改葬可能か事前に確認します。
- 2 埋蔵証明書**
現在埋葬されている墓地の管理者から、埋蔵証明書を発行してもらいます。
※手数料・必要書類などの詳細については、発行する墓地の管理者に事前に確認してください。
- 3 改葬許可証受け取り**
現在埋葬されている墓地がある市町村役場に埋蔵証明書を提出し、改葬許可申請を行い改葬許可証をもらいます。
※手数料・必要書類などの詳細については、発行する市町村役場に事前に確認してください。
- 4 遺骨を取り出し（魂抜き）**
住職などにお経をあげてもらってから遺骨を取り出します。
- 5 納骨、魂入れ**
改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

改葬・墓じまいのお問い合わせ先

泉大津市役所市民生活部市民課戸籍係墓地担当
泉大津市東雲町9番12号

☎0725-33-1131

20. その他の手続

相続に関する手続

相続に関する手続についてまとめました。期日の早い順番で記載しましたので、必要に応じてご確認ください。

項目	期日	備考
相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。故人の本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で探索してください。
遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

項目	期日	備考
相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に被相続人の死亡当時の納税地の税務署長に申告と納税をしなければなりません。
相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産等の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)

ご遺族メモ／故人の財産について

相続手続きに必要な可能性があります。

一覧を書いて整理しておくことで、スムーズに手続きをすすめましょう。

	所在地	名義人	持ち分
不動産			

備考

	金融機関名	支店名	金額
預貯金			

備考

その他の資産	名称	内容	保管場所

備考			

借入金・ローン	借入先	金額	返済方法

備考			

ご遺族メモ／故人の財産について

相続手続きに必要な可能性があります。

一覧を書いて整理しておくことで、スムーズに手続きをすすめましょう。

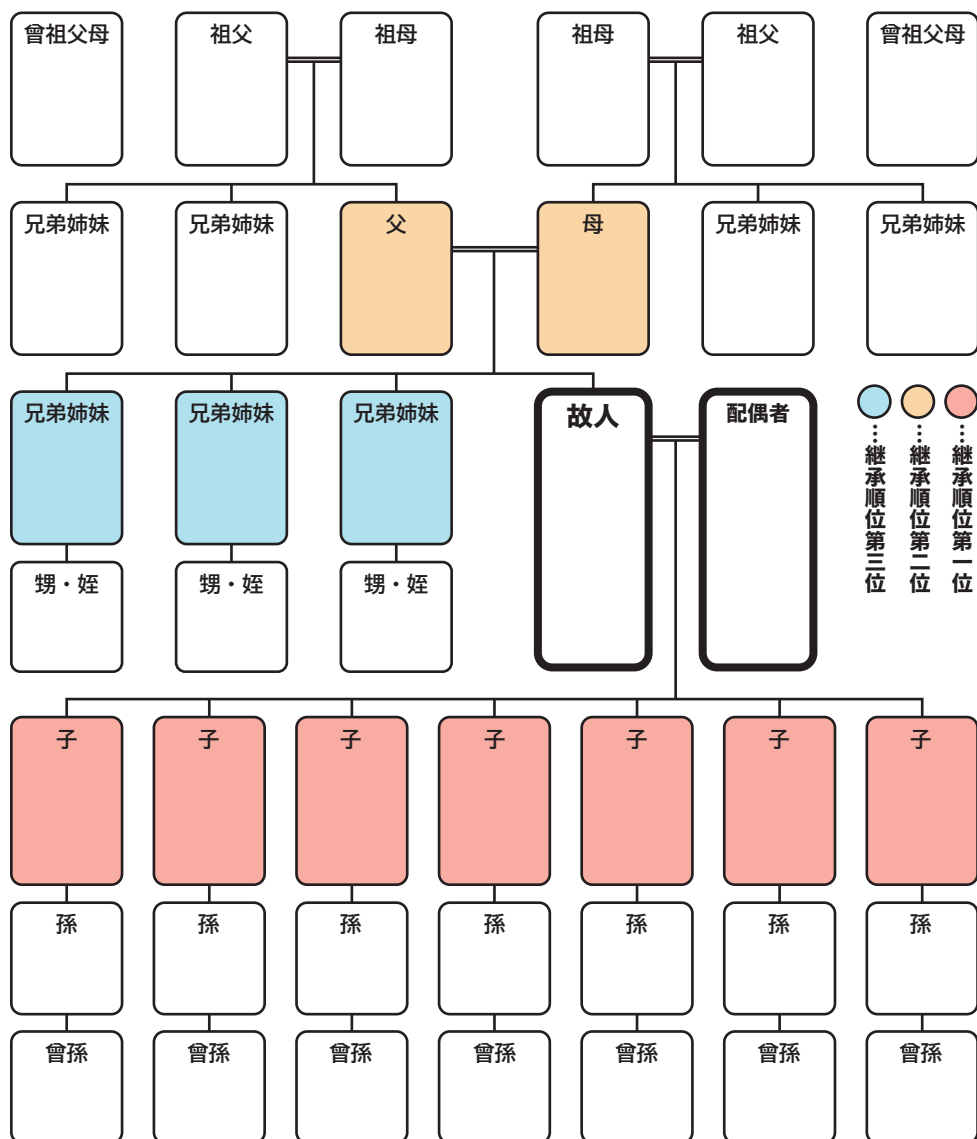
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人

備考

公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額

備考

ご遺族メモ／家系図



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局へお問い合わせください。

MEMO

少し落ち着いてから行う手続チェックリスト

少し落ち着いてから行っても問題のない手続です。

必要に応じてご確認ください。

チェック	項目	期日	担当窓口
☐	運転免許証返納	早 め に	警察署
☐	パスポート返納		パスポートセンター 又は故人が泉大津市民の時は 泉大津市市民課パスポート窓口
☐	電気料金の名義変更・解約		電力供給会社
☐	ガス料金の名義変更・解約		各事業者
☐	水道料金の名義変更・解約		泉大津市水道課 サービス係 ☎0725-33-4132
☐	NHKの名義変更・解約		NHK
☐	携帯電話解約		各携帯電話会社
☐	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社
☐	クレジットカードの解約		各クレジット会社
☐	自動車・バイク等の廃車		大阪運輸支局・軽自動車検査協会

MEMO

MEMO

MEMO

発 行 泉 大 津 市 役 所
編 集 / 制 作 株 式 会 社 鎌 倉 新 書
発 行 年 2 0 2 6 年 6 月 作 成